(Ver.202412)

【 健康保険の被扶養者認定基準および申請書類 】

1. 被扶養者申請の前に、次の事項により被扶養者に該当するかご確認ください。

(1) 扶養義務者について

・扶養義務者は被保険者(本人)であること
※認定対象者について扶養義務者が2人以上いる場合には、年間収入の多い方を扶養義務者とします。

(2) 被扶養者の範囲

・下図に示された3親等内の親族の方で、主として被保険者(本人)の収入によって生計を維持されている75歳未満の方。
被保険者と同居の内縁関係にある配偶者とその親族
※「主として生計維持されている」とは、被扶養者の生計費の半分以上を継続的に維持している状態。

(3) 被扶養者(認定対象者)の収入について

・認定対象者に収入がある場合その額は、法律で定められた収入基準以内であり、被保険者の収入の2分の1未満であること

◆健康保険法の収入基準◆
＜60歳未満＞　年収130万円未満　⇒　月額108,334円未満　⇒　日額3,612円未満
＜60歳以上及び障害年金受給程度の障害者＞　年収180万円未満　⇒　月額150,000円未満　⇒　日額5,000円未満

・年間収入とは、課税非課税を問わず、生活費に充当可能な収入すべてを含む。
※事業所得については営業収入等(総収入)すべてを収入とみなします。(ただし、一部必要経費として取扱う場合があります。)
・失業給付、退職後の傷病手当金および出産手当金の受給者は被扶養者に加入できません。(手当額が収入基準以下は除く)
・別居の場合は、仕送り金額が、認定対象者の収入額以上かつ認定対象者の年収＋仕送り額(年)が年間標準生計費以上であることが必要。
その場合の証明は、受取り側の主たる口座の通帳写しをもって行います。

仕送り額(年)	＞	認定対象者の年収
認定対象者の年収＋仕送り額	かつ ＞	年間標準生計費(※1)

※1「年間標準生計費」とは、人事院が総務省の家計調査等に基づき算定した標準生計費(月)を年間分に換算したもの。
(標準生計費は前年に公表された金額を使用し、毎年4月に見直します)
2024年4月～2025年3月までの年間標準生計費＝1人分:146万円、2人分:151万円

[被扶養者の範囲図]

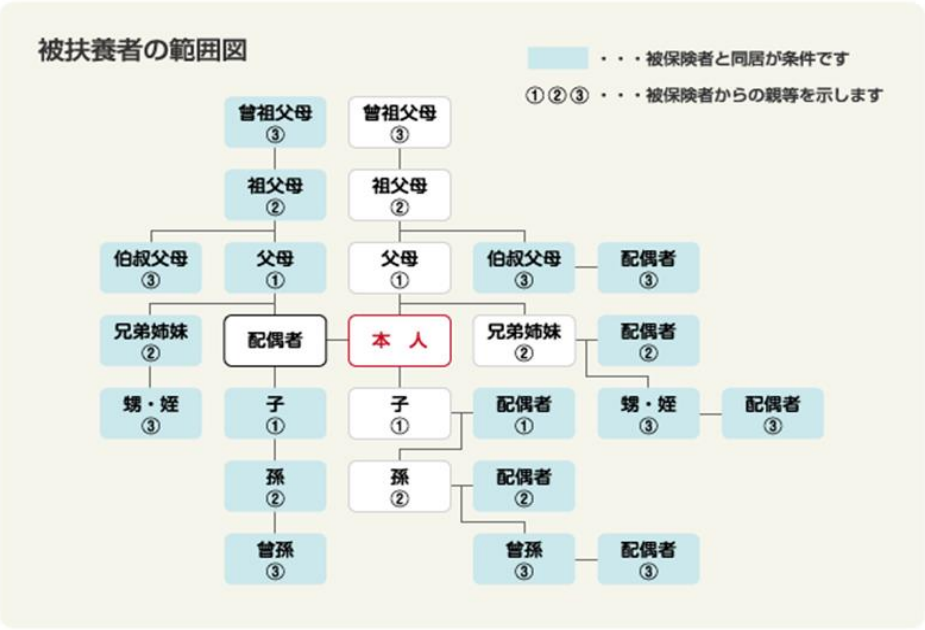

※ 同居とは・・・
住居と家計を共にする状態。
二世帯住宅や同敷地内の別の建物では、住所は一緒でも別居となります。
ただし、病院へ入院、施設へ入所、単身赴任による場合は同居とみなします。

(Ver.202412)

2. 被扶養者申請書類

※下記申請書類に加え、事業主へ所得税法上の規程による扶養控除親族であるか確認をさせていただきますのでご了承ください。

2023年6月1日現在

申請状況＼申請書類（発行元）			①健康保険被扶養者（異動）届 健保所定様式K-①	②被扶養者状況説明 健保所定様式K-②	③所得証明書または非課税証明 市区町村	④2）年金振込通知書（写）（※ 日本年金機構等	⑤勤務状況証明書 健保所定様式K-③	⑥念書（失業給付用） 健保所定様式K-④	⑦離職票1・2（写） 退職前の勤め先	⑧（雇用保険受給資格者証両面（写） ハローワーク	⑨雇用保険加入状況証明書 健保所定様式K-⑤	⑩退職時標準報酬月額証明書 健保所定様式K-⑥	⑪確定申告書（写） 税務署提出分	⑫収支内訳書（写） 税務署提出分	⑬所得税青色申告決算書（写） 税務署提出分	⑭認定対象者以外の所得証明書または非課税証明書（※3） 市区町村等	⑮住民票（※7） 市区町村等
18歳未満			●													●	●
18歳以上	大学・各種学校・予備校生		●	●	●											●	●
	勤労収入がある方		●	●	●		●									●	●
	年金収入がある方		●	●	●	●										●	●
	自営業の方		●	●	●					廃業した場合は「廃業届」も必要→			●	●	●	●	●
	無収入の方		●	●	●											●	●
	退職した方（過去2年以内）	失業給付 受給資格なし	●	●	●				●	←雇用保険資格喪失確認通知書または離職票未発行証明でも可						●	●
		失業給付 受給予定又は申請中	●	●	●			●	●※4							●	●
		失業給付 延長申請（延長中の方は過去4年以内）	●	●	●			●	●							●	●
		失業給付 受給しない	●	●	●			●	●							●	●
		失業給付 受給終了	●	●	●					●	←「支給終了」が印字されているもの					●	●
		雇用保険未加入	●	●	●						●					●	●
		傷病手当金、出産手当金を受給している方（予定含む）	●	●	●							●				●	●

☆上記複数の状況にあてはまる場合（年金とパート収入等）には、該当する項目全ての証明書類が必要です。

その他	☆上記の書類に加え、下記の書類が必要
	障害者の方	身体障害者手帳（写）または療育手帳（写） ←都道府県等
	外国籍の方	住民票（在留期間・続柄が表記されているもの） ←市区町村等 ※7
	養子縁組をした方	戸籍謄（抄）本または住民票（続柄が表記されているもの） ←市区町村 ※7
	年金収入がない方 （65歳以上）	被保険者記録照会回答票 ←年金事務所
	別居の方（配偶者、子は除く。ただし海外留学による場合は必要です）	仕送り証明書（3ヵ月以上） ←受取り側の主たる口座（光熱費等の引落しや年金等の振込がある）の通帳写し ※5
	内縁関係の方	住民票（続柄が表記されているもの） ←市区町村等 ※6 ※7

※2 認定対象者の年金額が遺族年金の関係で変更があり上記④が提出できない場合、変更後の年金証書(年金額が明記)の写しでも可。

※3 認定対象者以外の所得証明書または非課税証明書を提出していただく方。但し、当健保の保険証をお持ちの方は不要。

認定対象者	所得証明書または非課税証明書を提出していただく方（扶養義務者の確認）
子	配偶者（当健保扶養家族の場合は不要）
兄弟姉妹	父母（認定対象者と同居の場合。別居の場合は不要）
孫	子（孫の両親）
父母	認定対象者の配偶者

※4 申請中によりすでに上記⑦をハローワークへ提出された方は上記⑧で可。

※5 仕送りはボーナス時のみや数ヶ月まとめての送金ではなく、毎月定額の送金を実施していること（手渡しは不可）

※6 続柄が「未届けの妻」等が表記されているもの。（「同居人」は不可）

※7 発行後3ヶ月以内の世帯全員の住民票で、「個人番号が記載されている」もの。

◎続柄、申請内容により上記以外にも書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。

☆提出ルート☆

- ㈱ジェイテクト（本・支社、営業所、出向者） ： 申請者 ⇒ 人事部従業員支援室（本社旧本館ジェイテクトサービス㈱内） ⇒ 健康保険組合
- ㈱ジェイテクト（各工場、大阪事業所、東日本支社） ： 申請者 ⇒ 各工場総務担当者 ⇒ 人事部従業員支援室（本社旧本館ジェイテクトサービス㈱内） ⇒ 健康保険組合
- グループ事業所 ： 申請者 ⇒ 事業所担当者 ⇒ 健康保険組合
- 任意継続被保険者 ： 申請者 ⇒ 健康保険組合